



日税連 国税庁の「税務署窓口における取組について」を公表

日本税理士会連合会は、令和7年1月23日にホームページで「<国税庁からのお知らせ> 税務署窓口における取組について」を公表しました。

これは国税庁から、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)等を踏まえ、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、キャッシュレス納付の推進等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めており、今後更なるデジタル手続の推進に向けて、以下の2点の取り組みを進めていくので理解と協力をお願いいたしますとして発表されたものを掲載したものです。

1.窓口でのキャッシュレス納付の利用勧奨(キャッシュレス推進デーの試行)

令和6年5月30日、キャッシュレス納付の更なる推進に向けた機運を高めるため、関係する23団体共同で「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、各団体が協力してキャッシュレス納付の更なる推進に取り組んでいく認識を共有し、国税のキャッシュレス納付の割合は令和5年度で納付件数全体の39%に達しました。そこで令和8年度で50%に達成するように目標値の見直しが行われました。

更なるキャッシュレス納付の推進に向け、一部の税務署で、令和6年12月以降、特定の日や曜日を「キャッシュレス推進デー」と定め、税務署窓口で通常以上にキャッシュレス納付への利用勧奨に力を入れ、納税者をキャッシュレス納付に誘導する取組を、試行的に実施していくこととします。

上記取組を進め、社会全体のキャッシュレス納付の利用を増加させていくために、国税当局単独で実施するより、周辺の地方公共団体、関係民間団体や金融機関とも協力し、地域全体で進めていく方がより効果がありますので、協同でキャッシュレス納付の利用勧奨を実施していただくなど、キャッシュレス推進デーを盛り上げていただけるようお願いいたしますと協力をよびかけています。

2.用紙コーナーの見直し

オンライン手続等の更なる推進の観点から、令和7年12月までに順次、税務署窓口で配付する用紙の配付方法を見直していきます、としています。

具体的には、税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」を撤廃することで、書面による手続からオンライン手続へ誘導するとともに、書面による用紙が必要な方のためには、国税庁ホームページからの用紙取得が容易になるよう国税庁ホームページの用紙掲載場所等の見直しも進めていきますとしています。なお、税務署の総合窓口で請求をした場合は、これまでどおり必要な用紙は交付しますが、国税庁のホームページからダウンロード可能な用紙についてはそちらからの利用をお願いいたしますとしています。

「税務署窓口における取組の概要(国税庁 納税者サービスPT)」(令和6年12月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/whatsnew/doc/madoguchi.pdf>

